

診療報酬について

明細書の発行について

当院は医療の透明化や受診された方への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行時に診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で交付しております。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも発行します。明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください

明細書の発行について

当院は医療の透明化や受診された方への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行時に診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で交付しております。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方にも発行します。

明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し出ください

一般名、後発医薬品処方での処方について

当院は、後発医薬品の使用促進、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。商品名でなく、有効成分の名称である一般名（有効成分の名称で処方すること）で処方する場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

夜間早朝等加算

当院では土 12 時以降、夜間早朝等加算を徴収しております。

医療DX推進の取り組みについて

当院はオンライン資格確認から取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

情報通信機器（オンライン診療）を用いた診療

情報通信機器を用いた診療を行っております。
の初診の場合、向精神薬を処方しておりません。

かかりつけ医としての取り組み、機能強化加算★

受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。必要時専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。健康診断の結果等の相談に応じます。診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います

ベースアップ評価料

医療現場で働くスタッフの賃上げのため、当院では2024年9月より初診、再診時にベースアップ評価料（I）を算定させていただいています。すべてスタッフの賃上げにあてられます。ご理解のほどお願いいたします。

医療情報の活用について

オンライン資格確認システムから、マイナンバーを健康保険証として利用できます。過去の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報などを取得、活用し、よりよい医療の提供に努めてまいります。

院内感染対策に関する取り組みについて

当院では、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院にかかわるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止にかかわる日常業務を行い、院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。

意識、知識、技術向上のため、全職員を対象として研修を年2回以上行っています。法令に定められた感染症の届出、全職員への周知を行い、感染対策部門での検討、現場へのフィードバックを行います。院内感染が発生または疑われる場合は、感染対策部門が対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある医療機関、保健所と速やかに連携し対応します。当院では、抗微生物薬適正使用の手引きを参考に、治療効果の向上や副作用、耐性菌の減少に努めてまいります。

他の当院院内感染防止対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し改定を行います。

24年10月から医療上の必要性がある場合を除き、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発品のお薬を希望される場合は、料金をお支払いいただくようになりました。後発医薬品の推進、医療費削減を目的としています。医療保険負担分にプラスしてお支払いいただきます。プラスされる料金は先発品と後発品の差額の4分の1です。